

固定資産評価に関する検討会設置要綱

平成28年4月11日

28主資計第1号

主税局長決定

(設置目的)

第1 大都市特有の課題を踏まえ、固定資産評価について検討を行うため、固定資産評価に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、以下の事項を検討する。

- (1) 固定資産の評価に関すること。
- (2) その他これに関連すること。

(委員)

第3 検討会は、委員6人をもって構成する。

- 2 委員は、建築、不動産鑑定、法律等の専門家のうちから、主税局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4 検討会に、座長及び副座長を置くこととし、座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選任する。

- 2 座長は、検討会の会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 検討会は、座長が招集する。

(意見の聴取)

第6 座長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 検討会の庶務は、主税局資産税部において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。